

令和6年 年末の交通安全市民運動 実施要綱

令和6年12月1日(日)～12月10日(火)



令和5年度 交通安全ポスターの部 優秀作品

市内一斉交通安全

街頭活動の日について

期日：令和6年12月2日(月)

- 市内一斉交通安全街頭活動の日を定めます。上記日程での実施に御協力をお願いします。
- 一斉活動日を定めますが、この日にこだわらずに各団体で実施可能な日時を決めて実施いただければ結構です。街頭活動を実施される場合は、日程等を各団体で設定していただき、無理の無い範囲で御協力をお願いします。

みにつけよう
くらいよみちは
ひかるもの

令和5年度 交通安全標語の部 佳作作品

スローガン

「 ストップ・ザ 交通事故 ～高めようモラル 守ろうルール～ 」
「 交通事故ゼロの豊田市を目指して 」

目的

年末は、師走特有の慌ただしさから運転者や自転車利用者等の注意力が散漫となり、交通事故の多発が心配されます。さらに、この時期は、1年を通じて日没時刻が最も早くなり、視認性の悪い日没後の時間帯と、職場や学校等からの帰宅時間帯とが重なるため、夕暮れ時から夜間の交通事故の発生が心配されます。

そこで、運動重点に沿った年末の交通安全市民運動を実施することで、市民一人一人の交通安全意識を高め、交通事故の防止を図ります。

豊田市交通安全市民会議

運 動 重 点	取 組 内 容
歩行者の交通事故防止と交通ルール遵守の徹底	<p>①歩行者の交通事故防止対策</p> <ul style="list-style-type: none"> 歩行者や自転車利用者は、明るい色の服装の着用や反射材用品・LEDライト等を自発的に活用し、運転者に自分の存在をいち早く知らせます。 <p>②歩行者の交通ルール遵守の徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> 自動車の直前・直後の横断や、斜め横断、「歩きスマホ」はしません。 歩行者は、運転者から目立つよう手を挙げて横断する「ハンド・アップ運動」を実践します。「とまってくれてありがとう運動」も実践します。 通学路やこどもが日常的に集団で移動する経路における見守り活動を実施します。
運転者の安全運転意識の向上及び飲酒運転等の根絶	<p>①運転者の安全運転意識の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> 運転者や自転車利用者は、夕暮れ時に早めに前照灯を点灯する「ライト・オン運動」を実践します。 横断歩道の標識や標示（ダイヤモンド）を見たら、速度を落として前方の横断歩道周辺に歩行者がいないかを確認し、横断中又は横断しようとする歩行者等がいる場合には必ず一時停止し、「横断歩道における歩行者優先」を徹底します。 <p>②飲酒運転の根絶</p> <ul style="list-style-type: none"> 「飲酒運転四（し）ない運動」を徹底し、飲酒運転を根絶します。 飲食店においては、飲酒しない運転する人をあらかじめ決めておく「ハンドルキーパー運動」を実践します。 <p>③高齢運転者の交通事故防止</p> <ul style="list-style-type: none"> 高齢運転者は、加齢等に伴う身体機能の変化を認識し、長時間の運転や体調不良時の運転は控えます。 <p>④妨害運転の根絶</p> <ul style="list-style-type: none"> 運転者はゆすり合いの気持ちを持って、妨害運転（いわゆるあおり運転）は絶対にしません。 <p>⑤後部座席を含む全席シートベルトの着用とチャイルドシートの正しい着用の徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> 後部座席を含めたすべての座席で、シートベルトとチャイルドシートを着用します。 <p>⑥二輪車運転者の交通事故防止</p> <ul style="list-style-type: none"> 二輪車の特性や速度超過の危険性を理解し、ヘルメットやプロテクターを正しく着用します。
自転車・特定小型原動機付自転車利用時の交通ルール遵守とヘルメット着用の徹底	<p>①自転車の交通ルール遵守と新たなルール（ながらスマホ及び酒気帯び運転の禁止の厳罰化）の周知</p> <ul style="list-style-type: none"> 「自転車安全利用五則」の遵守とともに、傘差し等の片手運転、スマートフォンの使用、並走等の禁止を徹底します。 <p>②自転車利用者の乗車用ヘルメット着用と安全確保</p> <ul style="list-style-type: none"> 夕暮れ時の早めの灯火点灯と自転車の被視認性を向上させるための反射材用品等の取付け 全ての自転車利用者は、ヘルメットを着用します。 自転車利用者は、加害者になり得ることを認識し、自転車損害賠償保険等に加入します。 <p>③特定小型原動機付自転車のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> 交通事故時の被害軽減のためのヘルメット着用と交通ルール遵守を徹底します。

豊田市交通安全市民会議事務局

〒471-8501 豊田市西町 3-60 豊田市役所交通安全防犯課内

TEL : 34-6633

Eメール : signal@city.toyota.aichi.jp

FAX : 32-3794

ホームページ : <https://signal.toyota.aichi.jp/>